

○阿見町消防団協力事業所表示制度実施要綱

平成23年 3 月 4 日告示第36号

改正

平成30年 3 月30日告示第54号

平成30年 6 月29日告示第141号

令和 4 年 3 月 7 日告示第38号

阿見町消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、阿見町消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 協力事業所 町長が消防団活動に協力している事業所等として認め、次号の表示証を交付した消防団協力事業所をいう。
- (3) 表示証 前号の事業所等に対して、消防団活動に協力する証として交付した消防団協力事業所表示証をいう。
- (4) 消防団長等 消防団長のほか、行政区長等の消防団活動を支援する者をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、町長に阿見町消防団事業所表示申請書(様式第1号)により申請を行うものとする。

2 消防団長等は、表示証を交付する事業所等について町長等に推薦することができる。

(認定基準)

第4条 町長は、前条に規定する申請について、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。

- (1) 従業員が消防団員として相当数入団している事業所等
- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (3) 災害時等に事業所等の資機材等を消防団に提供する等の協力をしている事業所等
- (4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している等、町長が特に優良と認める事業所等

(審査)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合、前条の基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

- (1) 事業所等からの申請又は消防団長等からの推薦があった場合

(2) 町長が消防団活動に協力している事業所等であると特に認めた場合
(表示証の交付)

第6条 町長は、審査の結果、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等に表示証(様式第2号)を交付するものとする。ただし、消防関係法令に違反している事業所等については、この限りではない。

2 協力事業所として認定した事業所等が他の市町村等にある場合は、町長は、当該他の市町村長等と協議の上、当該他の市町村長等と連名で表示証を交付することができる。
(表示証の表示)

第7条 協力事業所は、表示証を交付した市町村等名、交付された年月等を付して、表示証を表示することができる。

2 協力事業所として認定した事業所等が他の市町村等にある場合は、協力事業所は、前項の表示の他に、当該協力事業所が所在する市町村等の名称も併せて付すことができる。

3 表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。

(1) 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板及び電磁方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告

4 協力事業所は、様式第2号に定める寸法を同率に拡大又は縮小して作成した表示証を表示することができる。

(表示証交付整理簿の備え付け)

第8条 表示証の交付に際して、町長は、阿見町消防団協力事業所表示証交付整理簿(様式第3号)を備え付け、表示証の交付に関する事業所等の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期間)

第9条 表示証の有効期間は、認定の日から2年間又は第10条の規定による認定の取消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証の交付を受けた場合は、表示証の有効期間は、総務省消防庁消防団協力事業所表示証の交付を受けた日から2年間とする。

2 表示証の表示の効力が失効した事業所等は、第7条に規定する表示を行うことができない。

3 町長は、認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新することができる。

(認定の取消し)

第10条 町長は、協力事業所が事業を廃止し、又は休止したとき、第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたときその他協力事業所としての表示が適当でないときと認めるときは、当該認定を取り消すこ

とができる。この場合において、町長は、相手方に対し、当該認定を取り消す理由を文書で通知するものとする。

2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を町長へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第11条 町長は、協力事業所の名称、阿見町消防団への協力内容、その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

(協力事業所の表彰)

第12条 町長は、協力事業所の協力内容等が特に認められるときは、当該協力事業所を阿見町消防に関する表彰規程（昭和60年規程第1号）に基づき表彰することができる。

(所掌)

第13条 この要綱に関する事務は、町民生活部防災危機管理課において所掌する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第54号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年6月29日告示第141号）

この告示は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（令和4年3月7日告示第38号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)
様式第1号(第3条関係)

阿見町消防団事業所表示申請書

年 月 日

阿見町長 様

協力事業所等所在地
協力事業所等名称
代 表 者
担 当 者
電 話

阿見町消防団協力事業所表示制度実施要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請区分(該当する区分にレ点を記入してください。)
- 新規(はじめて消防団協力事業所の表示を受ける場合)
 - 追加(概に消防団協力事業所の表示を受けており、その有効期間内に追加して他市町村等の表示を受ける場合)
 - 再申請(消防団協力事業所の表示有効期間の満了に伴い、再度表示を希望する場合)

- 2 協力内容(該当する項目に○印を付けてください。)

項目番号	○印	取組内容
1		従業員等が消防団員として相当数入団している。
2		従業員の消防団活動への配慮に積極的に取り組んでいる。
3		災害時等に事業所等の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている。
4		その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している。

3 従業員の消防団所属状況

従業員名	所属消防団名	市町村名
	消防団 分団	

4 添付資料

- (1) 会社案内・パンフレット等
- (2) 上記項目の協力内容が具体的に分かる書類
- (3) 再申請の場合は、前回表示証写
- (4) その他審査に必要な資料

市 町 村 記 入 欄	<input type="checkbox"/> 申請	【特記事項】 表示年月日
	<input type="checkbox"/> 推薦	

様式第2号(第6条関係)
様式第2号(第6条関係)



(注)1 消防団協力事業所認定証の大きさは、縦29.7センチメートル、横21センチメートルとする。

2 地色は青とし、中央のマークの色は赤とする。

様式第3号 (第8条関係)

様式第3号(第8条関係)

阿見町消防団協力事業所表示証交付整理簿

交付 番号	事業所名	郵便番号	初回表示年月日	協力事項 (要綱第〇条関係) ※ 該当項に <input type="checkbox"/>	主担当 市町村等	表示連名 市町村等	備考 ※ 該当に <input type="checkbox"/>
		所在地	現表示有効期間				
		担当・連絡先	更新回数				
1				<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9			<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
2				<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9			<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
3				<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9			<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
4				<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9			<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
5				<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9			<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦